

「よくあるお問合わせ」

＊ご確認の上、ご不明点があれば実習支援部 相談支援課へご連絡ください。

PDF 内の検索は
キーボードの「Ctrl」と「F」ボタンを同
時に押すと検索窓が開きます。

【育成就労】

2026 年 6 月 5 日時点

	質問内容	回答	参考資料・URL
3-1	育成就労とはどういう制度ですか？	日本の人手不足分野における人材の育成・人材の確保を目的とする外国人材の受入れ制度です。	JITCO 育成就労制度とは https://www.jitco.or.jp/ja/esd/ 出入国在留管理庁 育成就労制度 https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html
3-2	育成就労はいつから始まりますか？	育成就労制度の施行日は 2027 年 4 月 1 日です。	
3-3	技能実習制度と育成就労制度の違いは何ですか？	制度の目的が異なります。技能実習制度は技能移転による国際貢献を目的とした外国人材の受入れ制度です。育成就労制度は日本の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする外国人材の受入れ制度です。	
3-4	技能実習制度から育成就労制度になることで何が変わりますか？	技能実習制度ではなかった就労開始時の日本語能力要件が育成就労制度では設けられます。また、技能実習制度では原則認められなかった本人意向による転籍が一定要件のもと認められます。 一方で、技能実習制度で求められていた前職要件、復職要件は撤廃されます。	
3-5	技能実習制度での監理団体はそのまま育成就労制度においても監理支援機関になりますか？	監理支援機関になるには新たに許可を受ける必要があります。	
3-6	技能実習制度が廃止される理由は何ですか？	技能実習制度では、制度の目的(技能移転による国際貢献)と実態(実質的な人材確保)の乖離や外国人の権利保護などの課題が指摘されていたためです。	
3-7	育成就労の対象となる業種は何ですか？	特定技能制度の特定産業分野と原則一致させることとなりますが、国内での育成になじまない分野については対象外となります。特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なものとなります。	
3-8	育成就労制度で外国人に求められる日本語能力レベルはどれくらいですか？	育成就労開始までに日本語能力 A1※1 相当以上の試験の合格またはそれに相当する日本語講習の受講が必要です。就労開始後 1 年経過時には、日本語能力 A1 相当以上の試験の受験が必要です。育成就労終了時の目標として、日本語能力 A2※2 相当以上の試験の合格が求められており、こちらは特定技能 1 号への移行に必要な要件でもあります。 なお、上記は、一般的な水準であり、分野によってはより高い水準を求める場合もあります。 ※1 A1 相当:日本語能力試験 N5 等 ※2 A2 相当:日本語能力試験 N4 等	
3-9	育成就労制度では派遣形態による受入れは可能ですか？	季節性のある分野(農業や漁業を想定)においては派遣形態による受入れが認められる予定です。	
3-10	育成就労制度では家族の帯同は可能ですか？	原則として、家族の帯同は認められていません。	
3-11	育成就労が始まったら技能実習生はもう入国できないのですか？	育成就労制度開始前に技能実習計画の認定申請を行い、育成就労制度が開始してから 3 か月以内に実習を開始する計画の場合は入国できます。	
3-12	入国後講習は何時間行えばよいですか？	A1相当の日本語能力試験に合格している場合、220時間以上の実施が必要となります。(育成就労外国人が入国前 6 カ月以内に 110 時間以上の入国前講習を受けた場合は 110 時間以上。) A1 相当の日本語能力試験に合格していない場合、320 時間以上の実施が必要となります。(育成就労外国人が入国前 6 カ月以内に 160 時間以上の入国前講習を受けた場合は 160 時間以上。)	
3-13	育成就労制度では転籍はできますか？	一定水準の技能や日本語能力を有すること、育成就労産業分野ごとに定める期間(1 年以上 2 年以下)を超えていること、などを条件に転籍が可能です。	